

6-1. 社会のデジタル化の基盤整備

現状と課題

1. 5G等の無線局免許状のデジタル化

- 5G・ローカル5Gを含む無線局全般の免許状は、原則として書面で交付される免許状を無線局に備え付けることが定められている。
- 5G・ローカル5Gは、令和5年度末までに28万局以上を目標に基地局の整備が進められており、免許申請件数の増加が想定されている。
- こうした中、免許関連手続における事業者の負担軽減を含めた利便性の向上に取り組むことが求められている。

【5G・ローカル5Gのインフラ整備目標】

| | 人口カバー率 | 基地局数 |
|-------------|--------------------------|--------|
| 2020年度末(実績) | 全国 30%台 | 2.1万局 |
| 2023年度末 | 全国 95% 全市区町村に5G基地局整備 | 合計28万局 |
| 2025年度末 | 全国 97%、 各都道府県 90%程度以上 | 合計30万局 |
| 2030年度末 | 全国・各都道府県 99% | 合計60万局 |

2. 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化

- 公正証書の作成手続については、公証人法により、書面・押印・対面を前提とした規律がある。
- 公正証書は、我が国法社会の基盤をなす制度であり、デジタル社会を実現する上で、喫緊の課題。

【公正証書の作成に係る流れ】

①嘱託人の確認
本人又は代理人が役場に出頭して公正証書作成の嘱託。

②嘱託内容の聴取・審査、事実の確認
嘱託内容に応じた法定の適式な証書案を作成し、嘱託人に対する読み聞かせ等により内容の正確性や意思の確認等を行う。

③公正証書の作成
②の確認を経て嘱託人が間違いがないことを確認した上で証書に署名捺印し、最後に公証人が署名捺印して公正証書を完成。

3. 自筆証書遺言制度のデジタル化

- 自筆証書遺言は、民法により、目録を除く全文の自書、押印及び書面が法律上の要件として定められている。
- 高齢化の進展や家族のかたち等に対する国民意識の変化に伴い、また所有者不明土地問題などの社会課題を解決する上で、より多くの人が簡便に遺言を作成できるようにする必要性が高まっている。

【自筆証書遺言のイメージ（民法第968第2項）】

遺言書

別紙目録一の不動産を法務一郎に、別紙目録二の不動産を法務花子に相続させる。

令和四年三月一日
法務太郎 印

+

別紙目録

一 土地
所在 東京都・・・
地番・・・
地目・・・
地積・・・

二 土地
所在 大阪府・・・
地番・・・
地目・・・
地積・・・

(P.C.で作成)
法務太郎 印

(出典:総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(令和4年3月29日)を基に内閣府が作成)

(出典:第2回デジタル基盤WG(令和4年3月1日)「資料4-2」及び「資料3-2」を一部改変の上、抜粋)

実施事項

1. 5G等の無線局免許状のデジタル化

- 暫定措置として、書面で交付される免許状をスキャナー保存することにより、書面の免許状の備え付けを不要とするために、必要な措置を講ずる。
【令和4年度措置】
- 令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付をデジタル化するとともに、書面の免許状の備え付けを不要とする。
【令和7年1月措置】

2. 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化

- 公証役場における業務フローを含めた抜本的見直しや規律の検討など、デジタル原則に則り必要な見直し及び法整備を行う。
【令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す】
- すべての国民がデジタル化による高い利便性を享受できるようにするためのシステム整備が必要となることを踏まえ、日本公証人連合会と連携し、必要な措置を講ずる。
【令和7年度上期のデジタル化を目指す】

3. 自筆証書遺言制度のデジタル化

- デジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。
- 現行の自筆証書遺言に関し、押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくする観点から必要な検討を行う。
【令和4年度中に検討を開始し、令和5年度中を目途に一定の結論を得る】

6-2. 司法手続のデジタル化の推進

民事訴訟手続

【これまでの経緯】

- 2020.2 法制審議会に諮問
- 2021.2 中間試案取りまとめ
- 2022.1 要綱案決定
- 2022.3 法案提出
- 2022.5 法案成立

【具体的な検討事項】

- ・ 申立て
- ・ 訴訟記録の閲覧
- ・ 口頭弁論
- ・ 送達
- ・ 公判廷における証拠調べ
- ・ 証人尋問
- ・ 期間が法定されている審理の手続等

【今後の取組】

民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも**令和7年度**に本格的な運用を円滑に開始するため、司法院における自律的判断を尊重しつつ、**令和5年度中**にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。

[可能なものから速やかに措置]

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等

【これまでの経緯】

- 2021.12 「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」報告書取りまとめ
- 2022.2 法制審議会に諮問
- 2022.4 第1回会議開催

【具体的な検討事項】

- ・ 民事訴訟手続と同様の検討事項
- ・ 各種手続特有の規律（倒産手続における債権届等）等

【今後の取組】

手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、**令和5年**の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法院における自律的判断を尊重しつつ、試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、環境整備に取り組む。

[試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置]

刑事手続

【これまでの経緯】

- 2022.3 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」報告書取りまとめ

【具体的な検討事項】

- ・ 書類の作成、発受
- ・ 令状の請求、発付、執行
- ・ 証人尋問等
- ・ 裁判員選任手続 等

【今後の取組】

司法院における自律的判断を尊重しつつ、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進め、**令和7年度中**の一部施策の運用開始を視野に入れて、運用開始の詳細スケジュールを検討する。

[令和4年上期諮問、令和5年度を視野に国会に法案提出]

6-3. 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

- 過去の行政手続のデジタル化は、行政機関への申請等をオンライン“でも”できるようにするためのシステム整備にとどまり、利用者目線での利便性向上が十分でなかった結果、ほとんど利用されないものが多く、十分に進まなかった。
- 過去の反省に立ち、利用者にとって利便性の高いデジタル化を実現するため、以下の取組を強力に推進。
 - ① **行政サービスの改善や、国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け**
 - ② **各府省は、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル化を図るための基本計画を策定**
(オンライン利用率目標、エンドツーエンドでの行政サービス改善のためのアクションプラン等を定める)
 - ③ **利用者からのフィードバックを受け入れ、PDCAを回し、随時、計画・サービスを改善**

【令和2年度】

- 旗艦的な28事業で取組開始。
 <主な事業の例>

| |
|--------------------|
| 国税申告・納付手続 (財務省) |
| 厚生年金保険関連手続 (厚生労働省) |
| 商業・法人登記関連手続 (法務省) |



【令和3年度以降】

- **年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続を対象に、横展開を推進。** <主な事業の例>

| |
|------------------|
| 戸籍謄抄本の請求手続 (法務省) |
| 旅券発給申請手続 (外務省) |
| 特許出願等手続 (経済産業省) |

「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則」の策定を踏まえ、取組の拡充・加速

| | |
|---|----------------------|
| 「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」の対象手続 (既にオンライン利用率が100%である手続等を除く) | 363 |
| 計画を策定し、具体的な取組を開始している手続 | 245 (93事業) |
| 令和2年度から先行して取組を開始した手続 | 106 (28事業) |
| 令和3年度から新たに取組を開始した手続 | 139 (65事業) |
| 現時点で計画が未策定である手続 | 118 |
| オンライン化に向け、具体的な検討・取組を開始している手続 | 61 |

(出典：令和4年4月20日第5回デジタル基盤WG「資料4」及び各府省の進捗状況を基に事務局作成)

6-4. 行政手続における書面・押印・対面規制の見直し

- 押印の見直しは、添付書類で押印を求めるものを含め、民間から行政への手続の中で、押印を求める行政手続約**15,000種類**のうち、**99%超の手続において押印義務を廃止**。
- 書面・対面の見直しは、民間から行政への手続の中で、**オンライン化されていない約12,000種類のうち、約98%の手続について令和7年までにオンライン化**する方針。
令和3年の状況と比較すれば、約5,000種類の手続がオンライン化されるなど着実に進捗。
- 一方で、**各府省において「性質上オンライン化が適当ではない」と考える手続も約400種類存在**。「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（デジタル原則）」の策定を踏まえ、手続件数が多いものなど社会的ニーズも勘案しつつ、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等により、**デジタル原則に則した見直しを検討すべき**。

【書面・対面規制の主な例】

<厚生労働省>

デジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、**失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続**の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、**1年を目途に結論を得る**。

<総務省>

転入届及び転居届について、マイナポータルからのオンラインでの転出届・転入予約の実施状況や「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、**オンライン化について検討を深める**。

<外務省>

旅券申請者の利便性向上等を図るため希望者に対して**出頭を求めることなく配送によって旅券を交付すること**について、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、マイナンバーカードを活用した本人確認等による安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、配送のための費用負担のあり方を含め、**検討を加速化**させ、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

6-5. 支払件数年間1万件以上の手続等のキャッシュレス化の推進

○ 行政の手続における手数料等について、窓口・印紙による支払いのみが可能となっているものも多く、手間となっている。

【これまでの取組】

- 国に対する手数料等の納付におけるキャッシュレス化を横串で横断的に推進するキャッシュレス法が、可決・成立（本年4月27日）。

【今後の改革の方向性】

- 支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにし、キャッシュレス化（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等）を横展開。
[令和4年度中に取組方針を明らかにした上で、可能なものから速やかに措置]
- デジタル庁において、共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や、当該システム整備に係る予算措置の要否を検討。
[令和4年度中に一定の結論を得る]

＜キャッシュレス化を推進する主な手続＞

| |
|--------------------|
| 交通反則金（警察庁） |
| 登記手数料等（法務省） |
| 特許料等（特許庁） |
| 自動車検査登録手数料等（国土交通省） |
| 旅券手数料等（外務省） |

6-6. 年間1万件以上の地方公共団体と事業者の間の手続の標準化・オンライン化横展開

○ 事業者が地方公共団体に対して行う手続については、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることがオンライン化の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。

【これまでの取組】

- 道路使用許可手続、火災予防分野の手続等、事業者から要望があった手続について、手続の標準化・国によるプラットフォームの整備※等による標準化・オンライン化の取組を開始。
※ e-Govやマイナポータル等の既存のプラットフォームの活用含む。

【今後の改革の方向性】

- 地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続について、取組を横展開。
[可能なものから順次措置]

＜地方公共団体と事業者の手続に係る取組検討状況＞

| | |
|---|-----|
| 事業者から地方公共団体への手続 (年間1万件以上) | 222 |
| 「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」 の対象手続※ | 101 |
| 対象手続 | 121 |
| 国がプラットフォームを整備する手続 | 55 |
| 国がプラットフォームを整備する以外の 方法でオンライン化等に取り組む手続 | 10 |
| オンライン化に向けたスケジュール等の検討を 求める手続等 | 56 |

(出典：令和3年11月30日第5回デジタルWG「資料8-1」及び 31
令和4年4月20日第5回デジタル基盤WG「資料5」を基に事務局作成)